



山形県公報

令和6年9月24日(火)
第540号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……969
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……970
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………971

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則6-3(職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則……………同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………972

## 告 示

### 山形県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営鏡沼地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営鏡沼地区土地改良事業(農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
川西町役場
- 縦覧に供する期間  
令和6年9月24日から同年10月23日まで
- その他

(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に

対して審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第687号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和6年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地          |
|-----------------------|----------------|------------------------|
| 庄内町                   | 3者             | 東田川郡庄内町狩川字西大塚20番1ほか12筆 |

2 認可年月日

令和6年9月13日

**山形県告示第688号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年9月24日から同年10月8日まで縦覧に供する。

令和6年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路線名 鶴岡村上線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|----------------------------|------|--------------------|-------------|
| 鶴岡市上畑町10番24から<br>同 泉町4番4まで | 旧    | 19.0メートル<br>} 11.3 | メートル<br>136 |
| 同 上                        | 新    | 23.5メートル<br>} 18.1 | 同 上         |
| 鶴岡市泉町5番57から<br>同 馬場町5番2まで  | 旧    | 22.6メートル<br>} 10.1 | メートル<br>154 |
| 同 上                        | 新    | 29.3メートル<br>} 19.1 | メートル<br>152 |

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年9月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 高 橋 広 樹

#### 山形県教育委員会規則第12号

##### 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表その他の項第14号中「9月」を「9月（県教育委員会が特に必要と認める場合にあつては10月）」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月24日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

##### 山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を次のように改正する。  
別表その他の項第14号中「9月」を「9月（任命権者が特に必要と認める場合にあつては10月）」に改める。

##### 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第12号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月24日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

##### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項第14号中「9月」を「9月（管理者が特に必要と認める場合にあつては10月）」に改める。

##### 附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第10号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年9月24日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

#### 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項第21号中「9月」を「9月（管理者が特に必要と認める場合にあっては10月）」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。